

授業科目名	独法Ⅱ	選 択	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	西欧の古い方の姿をドイツ法に観る		担当者	柳沢 謙次		
講義概要	<p>【概要】</p> <p>土木と法律の術に長けたローマ帝国（の西方）が滅びた後、その西欧の各地域に移り住んだゲルマンの諸民族と、当時の彼らが創った諸国家では、ローマ帝国の高度な法的遺産を横目に、独自の社会制度と法制度が観られました。</p> <p>本講では、ゲルマン時代とフランク時代を中心に、その社会・経済・政治・国家体制との関わりの内に、彼らの創った法を観ていきます。</p> <p>【到達目標】</p> <p>現代の、日本の法を学ぶ皆さんは、観て驚くような違いと、聴いて感心するような類似した諸点を見出すことでしょう。そのようなことを通じて、法に対する見方を広めることを目的とします。</p>					
履修条件	(特になし)。(ドイツ語を用いませのでドイツ語を履修していなくとも大丈夫です)。					
教科書・参考書	<p>【教科書】(特になし)。毎回の講義では、概要を略記したプリントを配布します。</p> <p>【参考書】(特になし)。講義中に、適宜、示します。</p>					
授業回数	内容					
1	文明発祥期の、世界各地の法の諸様相					
2	ローマ帝国時代に行われた法制、あるいは、ゲルマン法に先立つ法					
3	ゲルマン諸民族の国家形成（並びにその経済と社会）					
4	ゲルマン時代の法制①社会組織と経済体制①					
5	ゲルマン時代の法制②社会組織と経済体制②					
6	ゲルマン時代の法制③「法」に反する行為とそれへの対応					
7	フランク時代の法制①国会制度と行政					
8	フランク時代の法制②罪と罰、処罰の手続き					
9	中世初期の経済と法制、その反映としての法制①レーエン制					
10	中世初期の経済と法制、その反映としての法制②イムニテート					
11	カロリング帝政期の裁判手続きと軍政など①					
12	カロリング帝政期の裁判手続きと軍政など②					
13	カロリング帝政期の裁判手続きと軍政など③					
14	神聖ローマ帝国時代の経済・社会と法制					
15	補論					
評価方法	期末試験ではなく、数回提出を求めるレポートにて行う。但し、出席回数が2/3に及ばない者は、評価しない。					
評価基準	上記授業単元の内容について、此れを良く理解し、適切に表現出来た者には「A」を与える。単元の内容に付いての理解や表現に不適切な点がある者は其の程度に応じて「B」または「C」とし、単元の内容に付いての理解自体が不十分な者は其の程度に応じて「D」または「E」とする。					
その他	なし。					